

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年4月19日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号静岡県庁東館10階

静岡県経済産業部農地局農地保全課農村整備班

電話番号 054-221-2714

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

農保第2号

(2) 業務名

令和4年度 ふじのくに美しく品格のある邑 邑づくりワンストップ窓口（伊豆地域）運営業務委託

(3) 業務概要

詳細は、令和4年度 ふじのくに美しく品格のある邑 邑づくりワンストップ窓口（伊豆地域）運営業務委託契約書（案）による。

(4) 業務期間

契約日から令和5年3月24日まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 静岡県地域づくりアドバイザー名簿の「地域づくり」、「環境」、「観光・交流」、「農山村」のいずれかの分野に登録されているアドバイザー若しくは、静岡県環境学習コーディネーター名簿の専門分野「自然」に登録されているコーディネーターを雇用している者又は、これら専門者を作業に従事させることができる者であること。

(4) 事務所等（大学等を除く）が業務実施場所に有する者であること。

(5) ウェブやSNSによる情報発信のできる能力を有する者であること。

(6) 平成29年度以降に、国又は地方公共団体が実施する農村振興に関する業務実績がある者かつ、自らが主体的に農村振興活動に参画した実績があること。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年4月25日（月）午後5時必着
- (2) 提出書類
入札参加資格確認申請書
- (3) 提出先
上記2に同じ

6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和4年4月19日（火）午前9時から令和4年4月25日（月）午後5時まで
- (2) 配布場所
静岡県経済産業部農地局農地保全課ホームページ上
(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-460/index.html>)

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時
令和4年5月10日（火）午前10時
- (2) 入札の場所
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館10階 会議室
- (3) 入札方法

ア 入札書は、別記書式により作成し、封印のうえ、表面に「農保第2号、運営委託委託入札書在中」と明記し裏面に入札者の住所氏名を記載して入札執行日時に入札箱に投入しなければならない。なお、書留郵便をもって提出することもできる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒の表面に「農保第2号、運営委託委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する農地保全課長あての親展で提出しなければならない。

イ 書留郵便の場合は、入札執行日前日までに到達しないものは無効とする。

ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

エ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

オ 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書及び農地保全課競争入札心得書による。